

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業

実 施 方 針

(改定版)

平成21年7月24日

千葉県水道局

— 目 次 —

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定に関する事項	6
2	事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1)	事業者選定の方法	7
(2)	選定の手順及びスケジュール	7
(3)	応募手続き等	8
(4)	応募者の備えるべき参加資格要件	12
(5)	審査及び選定に関する事項	18
(6)	結果及び評価の公表方法	19
(7)	提出書類の取扱い	19
(8)	特別目的会社の設立等	21
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
(1)	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	21
(2)	提供されるべきサービス水準	22
(3)	公共施設等の管理者による支払に関する事項等	22
(4)	事業者の責任の履行に関する事項	22
(5)	県水道局による事業の実施状況の監視	22
4	立地並びに規模及び配置に関する事項	23
(1)	施設の立地条件	23
(2)	土地の取得等に関する事項	24
5	事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	24
6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	24
(1)	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	24
(2)	金融機関と県水道局との協議	24
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
(1)	法制上、税制上の措置に関する事項	25
(2)	財政上、金融上の支援に関する事項	25

(3) その他の支援に関する事項	25
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
(1) 環境への配慮	26
(2) 議会の議決	26
(3) 情報公開及び情報提供	26
(4) 本件事業において使用する言語等	26
(5) 入札に伴う費用負担	27
(6) 実施方針に関する問い合わせ先	27
様式1 説明会参加申込書	
様式2 資料提供申込書	
様式3 実施方針等に関する質問書	
様式4 実施方針等に関する意見書	
様式5 実施方針等に関する意見書（その2）	
様式6 サンプリング水採取申込書	
様式7 汚泥提供申込書	
別紙1 スケジュール	
別紙2 資料提供のお知らせ	
別紙3 サンプリング水の採取について	
別紙4 脱水実験に使用する汚泥の提供について	
添付資料1 北総浄水場排水処理施設整備において、県水道局が別途公共事業にて整備する事業	
添付資料2 北総浄水場位置図	
添付資料3 北総浄水場排水処理施設現況図	
添付資料4 北総浄水場排水処理施PFI事業場所	
添付資料5 審査時提出書類一覧表	
添付資料6 予想されるリスクと責任分担表	
添付資料7 県水道局が事業者を支払うサービス購入料について	
添付資料8 モニタリングの実施とサービス購入料の減額等	
添付資料9 落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ）	

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業実施方針

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア. 事業名称

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業

イ. 事業に供される公共施設等の名称

千葉県水道局北総浄水場排水処理施設

ウ. 公共施設の管理者等の名称

千葉県水道局長 重田 雅行

エ. 事業目的

千葉県水道局（以下「県水道局」という。）は、「より良質なおいしい水をいつでも安心して利用できる水道を目指す」、「現行料金を維持できるように経営基盤強化を目指す」、「お客様に一層信頼される水道を目指す」、「地震等の非常時にも強い水道を目指す」ことを基本目標としており、この目標実現のため「安定給水の確保」、「安全で良質な水の供給」、「環境保全対策の推進」、「効率的な経営の推進」等の主要施策の推進に全力をあげて取り組んでいる。

北総浄水場は126,700m³/dの給水能力（計画浄水量133,000m³/d）を有する浄水場であり、千葉ニュータウン、成田ニュータウン及び成田国際空港への給水を目的として昭和50年6月に給水を開始したが、既に30年以上を経過し、安定給水のためには、設備の計画的な更新が必要とされている。

これより、北総浄水場排水処理施設設備更新等事業（以下、「本件事業」という）の実施にあたっては、脱水機棟、調整槽・濃縮槽等の既存コンクリート建築物・構築物を有効利用しつつ、浄水施設を停止することなしに、排水処理施設の設備を全面的に更新するとともに、排水処理施設の維持管理・運営を実施するものである。

オ. 事業に係る主な法令等

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号 以下「PFI法」という。）」及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号 以下「基本方針」という。）のほか、次に掲げる関連の各種法令に基づくこととする。

- (ア) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- (イ) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- (ウ) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（昭和45年12月25日法律第137号）
- (オ) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- (カ) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (キ) 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- (ク) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- (ケ) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (コ) 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- (サ) 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- (シ) 千葉県環境基本条例（平成7年3月10日条例第2号）
- (ス) 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例
（平成14年3月26日条例第3号）
- (セ) 本埜村公害防止条例（昭和60年3月8日 条例第4号）
- (ソ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- (タ) その他本業務に関連する法令

※ 本件事業の遂行に必要な許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

カ. 事業の範囲

本件事業は、PFI法に基づき、選定事業者（以下、「事業者」という。）は、脱水機棟、調整槽・濃縮槽等の既存コンクリート建築物・構築物を有効利用しつつ、浄水施設を停止することなしに、以下の業務を行うものとする。

- (ア) 設計及び更新等業務

- a 排水処理施設に関わる設備更新等
 - (a) 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用
 - (b) 排水処理施設に係る設備の更新
 - (c) 管路の更新
- b 維持管理・運営に不要な設備の撤去
- c 進入道路の整備や必要な外構の整備
- d 設備の新設、脱水機棟等の改良
- e 施設の設計
- (イ) 排水処理施設全体の維持管理・運営業務
 - a 排水処理施設全体の維持管理業務
 - b 排水処理施設全体の運営業務（排水処理業務）
- (ウ) 脱水ケーキの再生利用業務
 - a 脱水ケーキの搬出業務
 - b 脱水ケーキ再生利用業務
 - c 脱水ケーキ管理業務（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく保管業務）
- (エ) 上澄水の返送業務

具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点については、別添「北総浄水場排水処理施設設備更新等事業 業務要求水準書（案）」を参照。

同書における該当箇所は以下のとおり。

- ・具体的な業務内容：「Ⅱ 業務内容」（p2～p3）
- ・排水処理業務に係る要件：「Ⅲ 業務要求水準 2 排水処理業務に係る要件」（p6～p8）
- ・設計及び設備更新等業務並びに維持管理・運営業務に係る要件：「Ⅲ 業務要求水準 3 設計及び設備更新等業務並びに維持管理・運営業務に係る要件」（p9～p13）
- ・業務遂行上の留意点：「Ⅲ 業務要求水準 4 業務遂行上の留意点」（p14～p15）

キ. 事業スケジュール

(ア) 事業期間

平成23年4月に維持管理・運営業務を開始することを想定しているため、

これまでに必要な許認可の取得及び既存施設の更新等を行う。なお、これらの実施にあたっては、以下のa-1及びa-2に示した業務をその期間内に実施する必要がある。

a-1 受電設備の整備、維持管理・運営開始に必要な設備の更新及び既存設備の撤去

平成22年4月～平成23年3月末

なお、平成22年4月から12月までは既設脱水機を2台運転可能な状態とすること。

a-2 a-1の期間に更新・整備等を行う部分を除く設備の更新及び既存設備の撤去

平成23年4月～平成26年3月末

b 維持管理・運営

平成23年4月～平成43年3月末

(イ) 契約等の締結

a 基本協定

平成21年度後半

b 特定事業契約

平成21年度後半

c 金融機関と県水道局との直接協定

平成22年度前半

ク. 事業方式

B T O (Build Transfer Operate) 方式 (※) とする。

※ 事業者が対象となる施設等を更新後、施設を県水道局に引き渡し、その後事業者が維持管理・運営期間（20年間）を通じて、施設の維持管理・運営を行う方式。

※ なお、設備の更新等に必要となる既存排水処理施設の図面等は電子媒体により配布する。詳細は、別紙2「資料提供のお知らせ」参照。

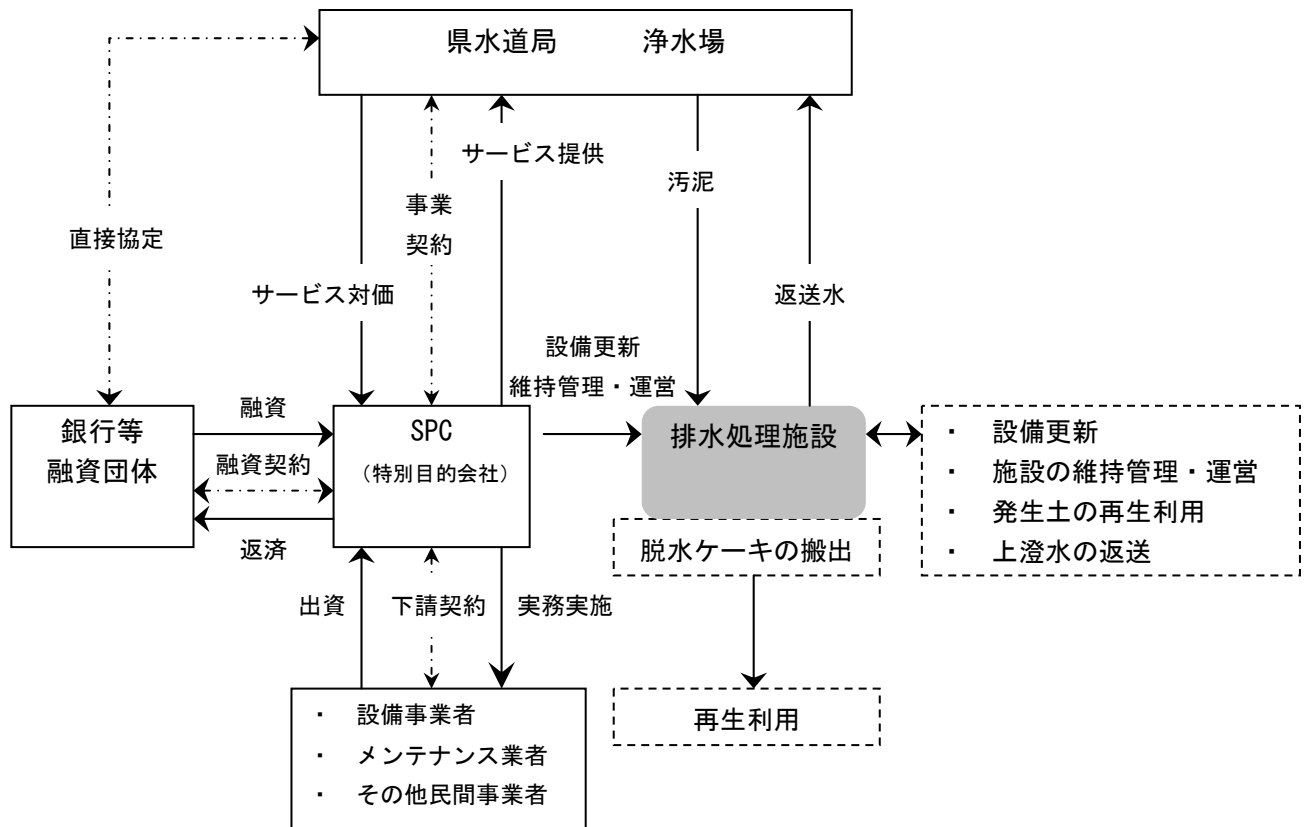
ケ. 事業者の収入

県水道局は、事業者が実施する本件事業に要する費用のうち、排水処理施設に係る設備更新等業務に係る費用については、事業期間中、県水道局と事業者との間で締結する事業契約書に定める額を事業者に支払う。

また、排水処理施設全体の維持管理・運営業務に係る費用及び脱水ケーキの再生利用業務及び上澄水の返送業務に係る費用については、事業期間中、事業契約書の規定に従い、事業者を支払う。

なお、事業契約書（案）については後日別途公表する。

【想定事業スキーム図】



(2) 特定事業の選定に関する事項

ア. 選定方法

本件事業をP F I (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合と比べて、財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

イ. 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの調整
- (ウ) P F I 事業として実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価 (V F M評価)

ウ. 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定結果について、V F M評価の内容を明らかにした上公表する。

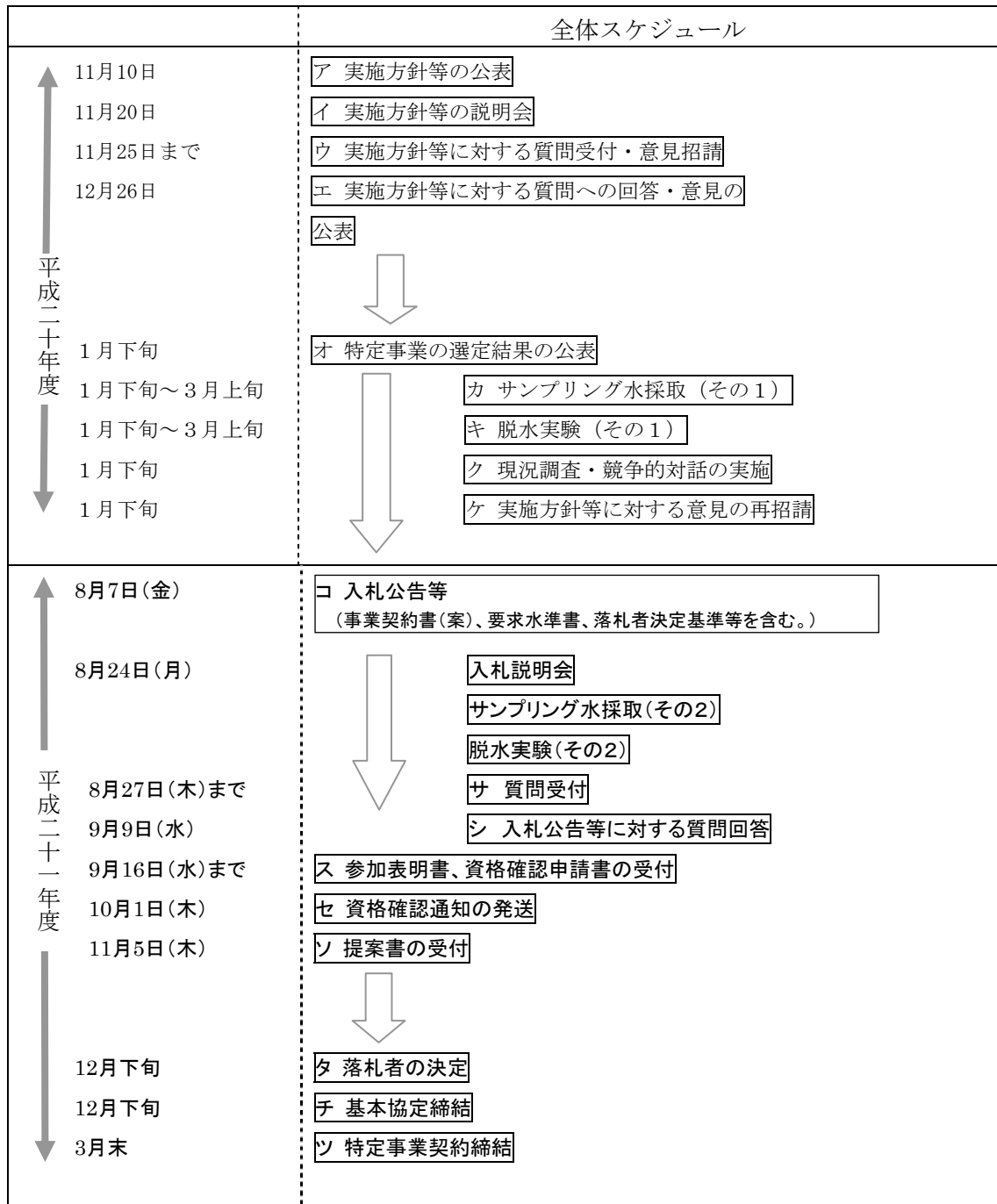
※ なお、用語の定義は、添付資料9を参照のこと。北総浄水場排水処理施設の位置図については、添付資料2から4までを参照。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）による。

(2) 選定の手順及びスケジュール



(3) 応募手続き等

本件事業では、早い段階から事業に関する県水道局の考え方を提示し、事業参入のための検討を容易にするため、実施方針の公表に合わせて、業務要求水準書（案）を公表する。

実施方針の公表から入札公告までの応募手続等を別紙1に示す。

ア. 実施方針等の公表・説明会

県水道局は本件事業についてPFI法第5条に規定する事項を記載した実施方針並びに業務要求水準書（案）を平成20年11月10日（月）に公表する。

なお、下記の日時・場所で説明会（現地見学会を含む。）を開催するとともに、実施方針等の閲覧を行う。

【本件事業の実施に必要な関係資料の資料提供】

本件事業の実施に必要な図面等の資料提供を別紙2「資料提供のお知らせ」によって行う。

- | | |
|-----------|--|
| (ア) 申込み期間 | 平成20年11月10日（月）～平成20年11月12日（水）（必着）
午後3時まで |
| (イ) 申込み方法 | 様式2「資料提供申込書」に必要事項を記入の上、Eメールにより、水道局技術部計画課施設維持整備室あてに申し込むこと。（電話での申込みは不可とする。） |
| (ウ) 資料提供 | 日時 平成20年11月14日（金） 午後3時から午後5時
場所 千葉県水道局幕張庁舎1F入札室
(千葉県花見川区幕張町5-417-24) |

【説明会の開催】

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| (ア) 日時 | 平成20年11月20日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで |
| (イ) 場所 | 千葉県水道局北総浄水場 会議室（印旛郡本埜村竜腹寺向原296） |

※ 実施方針等に関する説明の終了後、引き続き濃縮槽、調整槽及び既存脱水機棟等の現地見学会を行う。（現地写真撮影可。）

【説明会の事前申込み】

説明会へは多数の参加希望者が予想されるため、事前申込み制とする。

参加希望者は次の手続きにより事前に申し込むこと。なお、説明会場の収容人数に制約があるため、参加人数は1社あたり2名を上限とする。

(ア) 申込期日 平成20年11月10日(月)～平成20年11月12日(水)午後3時まで(必着)

(イ) 申込み方法 様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメールにより、水道局技術部計画課施設維持整備室あてに申し込むこと。(電話での申込みは不可とする。)

(ウ) 注意事項

- ・説明会当日は、実施方針、業務要求水準書(案)は配布しないので、千葉県水道局のホームページからダウンロードして、持参すること。
- ・事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。
- ・現地見学会のみの参加は不可とする。

【説明会会場への交通】

北総鉄道「印西牧の原駅」から徒歩20分程度。

※ 添付資料3 「北総浄水場位置図」参照。

※ なお、駐車スペースがないため、車での来場はできない。

【実施方針等の閲覧】

(ア) 閲覧期間 平成20年11月10日(月)から平成20年11月28日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(イ) 閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(ウ) 閲覧場所 千葉県水道局技術部計画課
(千葉市花見川区幕張町5丁目417-24)

イ. 実施方針等に対する質問受付・意見招請

実施方針等の内容に対する質疑応答・意見招請を、次のとおり行う。

(ア) 質問・意見の提出方法

質問・意見内容を簡潔にまとめ、様式3「実施方針等に関する質問書」又は様式4「実施方針等に関する意見書」に記入の上、千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室へ、Eメールにより提出すること。Eメールによる提出が困難な場合には、電子ファイルを保存した電子媒体を持参すること。

(イ) 受付期間

平成20年11月20日（木）から平成20年11月25日（火）まで（必着）

ウ. 実施方針等に対する質問への回答・意見の公表

質問に対する回答は、平成20年12月26日（金）から千葉県水道局のホームページへの掲載により行う。なお、質問内容及び質問者についても合わせて公表する。

提出された意見についても、質問及び回答内容等と同時に千葉県水道局ホームページにて公表する。

エ. 特定事業の選定結果の公表

本件事業をPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、その結果（VFM）を公表する。

オ. サンプルング水採取

必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、原水及び汚泥を採取する機会を設ける。原水の採取は沈砂池、着水井において行い、濃縮前の汚泥の採取は調整槽に入る前、濃縮後の汚泥は濃縮槽引抜後のものを提供することを想定している。採取時期は平成21年1月下旬～3月上旬を予定しているが、詳細は別途公表する。また、この時期以降、再度採取機会を設けることも想定している。

※ 詳細は、別紙3「サンプルング水の採取について」を参照

カ. 脱水実験

事業者による脱水設備の規模の算定等に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し脱水実験に使用する汚泥の提供を行う。提供時期は平成21年1月下旬～3月上旬を予定しているが、詳細は別途公表する。また、この時期以降、再度提供する機会を設けることも想定している。

※ 詳細は別紙4「脱水実験に使用する汚泥の提供について」を参照。

キ. 現況調査・競争的対話の実施

既存施設の状態等の現況を確認する機会を設ける予定である。現況調査と同日に競争的対話も行う予定である。調査・対話に必要な手続きは別途公表する。

ク. 実施方針等に対する意見の再招請

特定事業の選定後、実施方針等に対する質問・回答及び意見を踏まえて、再度の質問を受け付け、その回答を行う。

これは、応募にあたっての課題等を把握し、参入のしやすさに配慮した事業契約条件等の設定の一助とするため、意見再招請の機会とする。

(ア) 意見の提出方法

実施方針等に対する意見がある場合は、様式5「実施方針等に関する意見書（その2）」に記入の上、千葉県水道局技術部計画課へ、原則Eメールにより提出すること。Eメールによる提出が困難な場合には、電子ファイルを保存した電子媒体を持参すること。

(イ) 受付期間

平成21年1月下旬頃を予定している。

(ウ) 意見の公表

提出された意見は入札公告と同時に公表する。

ケ. 入札公告等

本件事業は、総合評価一般競争入札方式により実施することから、千葉県報により入札公告をするとともに、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書（本編及び付属資料（業務要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準等）を公表する。

コ. 入札公告等に対する質問回答

入札説明書等に対する質問回答を行うものとする。

サ. 参加表明書、資格確認申請書の受付

応募者は、参加表明書及び資格審査確認申請書を提出すること。なお、当該様式については入札説明書に示す。

シ. 資格確認通知の発送

資格審査の結果を応募者に通知する。なお、入札参加資格がない場合、その理由の説明要求があった応募者に対しては回答書を送付する。

ス. 提案書の受付

応募者は、本件事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。提案書の作成要領については入札説明書に示す。また、必要に応じて応募者に対するヒアリングを行うことがある。

※ 添付資料5「審査時提出書類一覧表(案)」参照。

セ. 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定し、応募者に通知する。

ソ. 基本協定締結

落札者と基本協定を締結する。

タ. 特定事業契約締結

基本協定の締結後、SPCと特定事業契約を締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア. 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

(ア) 応募者は1社又は複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表企業を定める。

(イ) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県水道局と協議を行い、県水道局が承諾した場合に限り、構成員の変更及び追加を認める。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めないこととする。

なお、構成員とは、事業開始後に事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で、事業者に出資する者を指す。

(ウ) 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(エ) 応募者又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接間接を問わず業務を受託し又は請け負うことを予定している者(以下「協力企業」という。)は、提案書等の提出時において協力企業として明記する。

(オ) 応募グループで申し込む場合には、提案書等の提出時に代表企業名を明

記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととする。

※ 協力企業であっても設計業務を担当する者については、資格審査確認申請後の変更は認めない。

イ. 構成員の制限

次に該当する者は、応募者又はその構成員になれないものとする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(イ) 入札公告の日から落札者決定の日までの間に、県知事から県工事請負契約等に係る指名停止措置を受けている者

(ウ) 最近1年間の事業税を滞納している者

(エ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること

- ・会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(オ) 本件事業のアドバイザー業務に関わっている者及びその関連会社

- ・本件事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

みずほ総合研究所株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-1

西村あさひ法律事務所 東京都港区赤坂2-14-32

日本上下水道設計株式会社 東京都品川区西五反田7-20-9

- ・関連会社とは、次の者をいう。

- －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

- －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

- －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(カ) P F I 事業推進委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社

ウ. 排水処理施設に関わる設備更新等業務に係る要件

設備等更新業務を実際に担当する者（応募者の構成員であるか協力企業であ

るかは問わない。)は、次の(ア)から(カ)の区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない。

(ア) 設計を担当する者

- a 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者。
- b 技術士(設計内容に対応した部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。
- c 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあっては、一級建築士事務所の登録を行なっている者

※ 設計を担当する者が複数である場合は、全体で上記 a・b・cの全ての要件を満たしていること。なお、この場合には設計業務全体を取りまとめる責任者を明記すること。

(イ) 工事監理を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者。
- b 技術士(各種工事のうちいずれかの部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。
- c 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者でないこと。
- d 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者の親会社または子会社でないこと。
- e 各種工事のうちいずれかに関連する監理技術者資格者証を有する者又は各種工事のうちいずれかに関連する一級工事施工監理技師を設備等更新業務の期間を通じ専任で一名配置し、工事監理業務全体を取りまとめる責任者となれる者。
- f 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあっては、一級建築士事務所の登録を行なっている者

※ 工事監理を担当する者が複数である場合には工事監理業務全体を取りまとめる責任者(上記 e 相当の職務を行う者)を明記すること。

(ウ) 電気工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、電気工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
 - b 資格者名簿における電気の格付等級がAで、総合点数が1200点以上である者。
 - c 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）及び監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を専任で配置できる者。
 - d 過去10年間に、同種工事（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用高圧電気設備を製作し据付調整する工事）を元請として施工したことのある者。
 - e 財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又はJ A Bと相互に認証している認定機関が行うIS09001の認証を取得している者。
- ※ 電気工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(エ) 機械工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
 - b 資格者名簿における機械器具の格付がA等級で、総合点数が1000点以上である者。
 - c 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を配置できる者。
 - d 過去10年間に、同種工事（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用機械設備の設置又は更新工事）を元請として施工した実績がある者。
 - e J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関が行うIS09001の認証を取得している者。
- ※ 機械工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(オ) 土木工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法

に定める特定建設業の許可を受けている者。

- b 資格者名簿における土木一式の格付がA等級である者。
- c 一級土木施工管理技師又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できる者。
- d 過去10年間に、本工事と同種工事（国、地方公共団体または建設業法施工令第27条の2で規定する法人等の発注するコンクリート構造物の築造工事及び口径350mm以上の配管の布設工事）を元請けとして施工した実績がある者。
- e J A B又はJ A Bと相互に認証している認定機関が行う I S O 9001の認証を取得している者。

※ 土木工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(カ) 建築工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- b 資格者名簿における建築一式の格付がA等級である者。
- c 建築一式工事において、建設業法第26条の規定による監理技術者でdに掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できる者。
- d 過去10年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟延べ面積1,000㎡以上の建築物の改修又は新築・増築に係る建築一式工事を元請で施工した実績がある者。
- e J A B又はJ A Bと相互に認証している認定機関が行う I S O 9001の認証を取得している者。

※ 建築工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

エ. 排水処理業務に係る要件

排水処理業務のうち、脱水ケーキの搬出・再生利用を実際に担当する者（応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。）は、次の（ア）から（イ）の区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない。

(ア) 脱水ケーキの搬出を担当する者

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集及び運搬業の許可を受けている者であること。

(イ) 脱水ケーキの再生利用を担当する者

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分業の許可を受けている者で、浄水場から発生する汚泥を再生利用できる施設を有している者であること。

オ. 排水処理施設全体の維持管理・運營業務に係る要件

排水処理施設全体の維持管理・運營業務のうち、運転管理を実際に担当する者（応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。）は、次の要件を満たしていなければならない。

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 過去10年間に、同種の業務（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の運転管理業務委託）を受託した実績がある者。
- c 同種の業務において1年以上の従事経験を有する者を、常勤者に換算して1名以上配置できる者

※ 協力企業とは、グループ代表企業あるいはグループ構成員以外で本件事業の業務を担う者のこと。なお、協力企業であっても設計業務を担当する者については、資格審査確認申請後の変更は認めない。

カ. 参加資格要件確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は提案書の入札公告日とする。なお、開札は提案書提出締め切り後、速やかに行うことを予定している。なお、落札者決定ま

でに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格となる。

(5) 審査及び選定に関する事項

ア. 審査に関する基本的な考え方等

(ア) 基本的な考え方

排水処理施設は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設である。本件事業においては、浄水機能を停止することなく、一部既存排水処理施設を活用しつつ、設備更新等業務を行うこと及び脱水ケーキについても再生利用することから、これら業務を滞り無く円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した施設運営がなされる必要がある。

したがって、本件事業においては、応募者からの提案内容について、価格面のみならず、設備能力が最低限の基準を満たしているか、SPCの組織運営体制が適切であるか、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、また、予備品の確保やメンテナンスに関する考え方あるいは非常時の対応策について優れた提案となっているかどうか等、「事業の安定性」に重点を置いて評価する。

また、循環型社会の実現や安定した浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案を求める。本件事業における脱水ケーキについては、最終処分場への埋め立ては認めておらず、再生利用することが条件である。

なお、具体的な評価項目及び配点については、入札公告時に公表する。

(イ) 審査体制

審査に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する事業者選定委員会を設置する。

(ウ) 審査方法等

事業者選定委員会は、総合評価一般競争入札方式により、「事業計画」、「排水処理施設に係る設備等更新業務」、「維持管理業務」、「運営業務」等の観点から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

イ. 審査手順に関する事項

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。

(ア) 資格審査

資格審査では応募者の構成や構成員の法的資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

資格審査を通過した応募者提案についてのみ、「入札」・「基礎審査」・「加
点審査」及び「総合評価」に基づく、事業提案審査を実施し、最も優れた提案
を優秀提案として選定する。

ウ. 事業者の選定

県水道局は、事業者選定委員会による審査結果に基づいて落札者を決定する。

その後、県水道局と落札者は入札説明書に基づき特定事業契約の締結に向け
た手続きを行い、落札者は契約締結により、本件事業の事業者として確定する。

ただし、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、最終的に、応募者
が無い、あるいは、いずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込
めない等の理由により、本件事業をPFI事業として実施することが適当でない
と判断された場合には、落札者を選定しないものとする。

(6) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は県水道局ホームページで公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア. 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

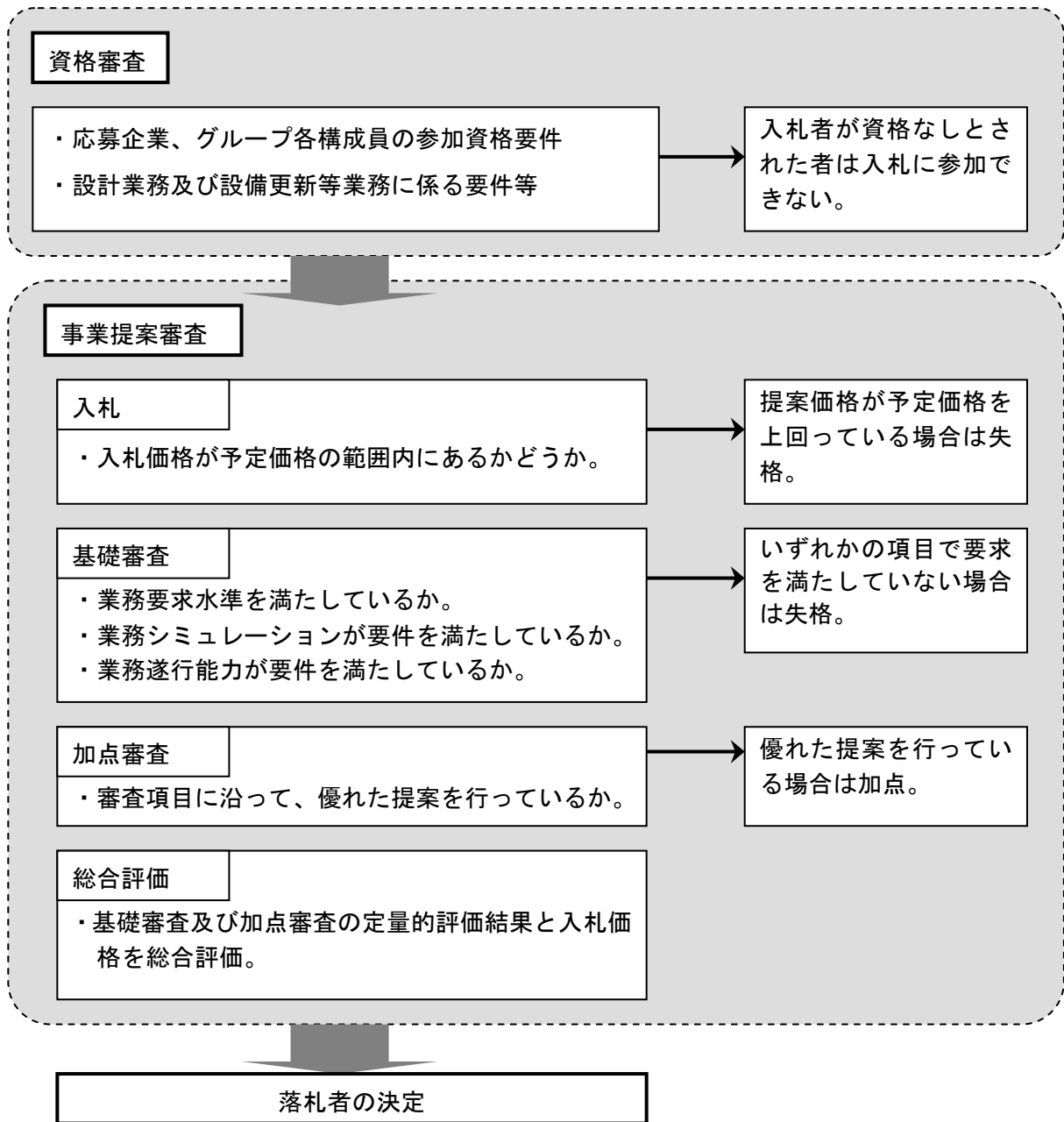
なお、本件事業において公表及びその他県水道局が必要と認めるときには、
県水道局は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、落札者選定結果の公表
以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令
に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、
施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が
負う。

【提案審査の流れ】



(8) 特別目的会社の設立等

本件事業に係る審査及び選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として、本件事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。

この場合、県水道局は、落札者と設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPCと特定事業契約を締結する。

なお、応募企業及び応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、応募企業及び応募グループの構成員の出資比率は全体の50%を超えるものとする。また、応募グループの代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとする。

また、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県水道局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

SPCには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者を置く。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア. 責任分担の考え方

本件事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、更新施設等の整備並びに更新施設及び既存施設の維持管理・運営の責任は、原則として事業者の責任において、業務要求水準書「Ⅱ 業務内容」記載の業務を行うものとする。

ただし、県水道局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県水道局が責任を負うこととする。

イ. 予想されるリスクと責任分担

県水道局と事業者の責任分担は、原則として添付資料6「予想されるリスクと責任分担表」によるものとし、意見招請の結果を踏まえ入札説明書において確定する。

ウ. 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

(2) 提供されるべきサービス水準

業務要求水準書（案）のとおり。

(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等

県水道局は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの購入料を支払う。
また、サービス購入料に係るリスク分担、ペナルティ等の考え方については、原則として添付資料7「県水道局が事業者を支払うサービス購入料について」及び添付資料8「モニタリングの実施とサービス購入料の減額等」によるものとし、意見招請の結果を踏まえ入札説明書において確定する。

(4) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従い誠意をもって責任を履行する。

(5) 県水道局による事業の実施状況の監視

ア. モニタリング

県水道局は、事業者が特定事業契約に定められた業務を確実に遂行し、特定事業契約に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

事業者は、県水道局がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとする。

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示する。

(ア) 各種許認可申請・取得時

事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、県水道局に事前説明及び事後報告を行う。

(イ) 設計完了時

事業者は提案書に基づき設計を行い、基本設計及び実施設計完了時に県水道局の確認を受ける。

(ウ) 工事施工時

事業者は、建築基準法第2条第11号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県水道局から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、県水道局が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行い、工事現場での施工状況の確認を受ける。

(エ) 工事完成時（完工確認）

事業者は、施工記録を用意して、現場で県水道局の確認を受ける。

(オ) 施設運営開始後

県水道局は、定期的に業務の実施状況を確認する。

イ. サービス購入料の減額等

業務要求水準書で定められたサービス水準が維持されていないことが判明した場合は、サービス購入料の減額等を行う。（添付資料8「モニタリングの実施とサービス購入料の減額等」参照。）

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア. 事業用地 印旛郡本埜村竜腹寺向原296（北総浄水場場内）

※添付資料2 「北総浄水場排水処理施設位置図」

イ. 敷地面積

本件排水処理施設の敷地面積 約6,000m²

ウ. 地域地区等（建設用地）

第1種住居地域

エ. その他

(2) 土地の取得等に関する事項

本件事業用地の東側に隣接する道路用地の一部は現在、千葉県企業庁の所有であるが、本件事業開始までに県水道局の所有となる予定である。

浄水場の敷地は県水道局の所有地であるが、事業者は工事期間中、本件事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。なお、浄水場内の未利用地については工事期間中、資材置場として使用することも可能である。

5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、県水道局と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、県水道局及び事業者は事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。

(2) 金融機関と県水道局との協議

本件事業が適正かつ安定的に遂行されるよう、事業者に資金供給を行う金融機関と県水道局とで協議を行い、「直接協定」を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、事業者による県水道局所有財産の無償使用がある。

(2) 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し県水道局は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

※ 本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、県水道局として補助金、出資等の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

- ア. 事業実施に必要な許認可等の取得に関し、県水道局は必要に応じて協力を行う。
- イ. 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県水道局と事業者とで協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ア. グリーン購入等、省資源に配慮すること
- イ. 省エネルギーに配慮すること
- ウ. 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること
- エ. 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること
- オ. 周辺の景観に配慮すること

(2) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成21年2月定例県議会に提案予定である。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年9月22日政令第279号）」に定めるところにより、特定事業契約の締結については議会の議決を必要としない。

(3) 情報公開及び情報提供

千葉県情報公開条例（平成15年3月7日千葉県条例第13号）に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、千葉県水道局ホームページ等を通じて行う。

(4) 本件事業において使用する言語等

本件事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(5) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(6) 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

電 話 043-211-8635 (直通)

F A X 043-274-9804

Eメール hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/suidou/index.html>